

昭和五十五年八月

第三回館山市議会臨時会会議録

館山市議会

三

採

採

決議案第五十二号

本日の会議に付した事件

九 九 九

場所	時
出席議員	時
欠席議員	時
出席説明員	時
出席事務局職員	時
議事日程	時
開会	時
議長の報告	時
議案の配付	時
会議録署名議員の指名	時
会期の決定	時
議案第五十一号乃至議案第五十二号	時
提案理由の説明	時
石井武敏君の質疑、当局の応答(議案第五十一号)	時
綱島憲治君の質疑、当局の応答()	時
委員会付託の省略()	時
採決()	時
神田守隆君の質疑、当局の応答(議案第五十一号)	時
綱島憲治君の質疑、当局の応答()	時
藤田益治君の質疑、当局の応答()	時
近藤好雄君の質疑、当局の応答()	時
委員会付託の省略()	時

一、昭和五十五年八月十二日（火曜日）午前十時

二、館山市役所議場

三、出席議員 二十六名

一 番 神 田 守 隆

二 番 石 井 謙

謀

三 番 綱 島 憲 治

四 番 橋 満

功

五 番 福 原 勤

七 番 古 賀 礼 四 郎

日程第一

八 番 石 井 昌 治

九 番 松 下 正 己

日程第二

一 番 林 豊

一 二 番 栗 原 一 雄

会期の決定

一 三 番 近 藤 好 雄

一 四 番 渡 辺 昭 夫

日程第三

一 五 番 伊 藤 幸 太 郎

一 八 番 流 山 源 次 郎

議案第五十一号

一 六 番 石 井 輝 久

二 ○ 番 石 井 武 敏

工事請負契約の締結について

一 七 番 吉 田 勇 治 郎

二 二 番 藤 田 益 治

議案第五十二号

一 八 番 菊 井 敏 博

二 四 番 和 田 一 郎

工事請負契約の締結について

一 九 番 安 西 益 男

二 八 番 安 淳 德 順

出席報告

一 一 番 石 井 正 二

三 ○ 番 山 口 康 康

議案第五十二号

一 二 番 菊 井 敏 博

二 六 番 伊 賀 多 朗

出席報告

一 三 番 押 元 稔

一 七 番 黒 川 平 治

議案第五十二号

一 四 番 菊 井 敏 博

二 四 番 伊 賀 多 朗

出席報告

一 五 番 五十嵐 昇

一 八 番 流 山 源 次 郎

議案第五十一号

一 六 番 五十嵐 昇

二 八 番 安 淳 德 順

出席報告

一 七 番 五十嵐 昇

三 ○ 番 山 口 康 康

議案第五十二号

一 八 番 五十嵐 昇

二 八 番 安 淳 德 順

出席報告

一 九 番 五十嵐 昇

三 ○ 番 山 口 康 康

議案第五十二号

一 一 番 五十嵐 昇

一 一 番 五十嵐 昇

議案第五十二号

一 二 番 五十嵐 昇

一 二 番 五十嵐 昇

議案第五十二号

書記 石井一夫 書記 鳴田範夫

昭和五十五年八月十二日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 [議案第五十一号 工事請負契約の締結について

[議案第五十二号 工事請負契約の締結について

開会 午前十時一分開会

○議長（五十嵐昇君） 本日の出席議員数二十六名、これより昭和五十五年第三回市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長の報告

○議長（五十嵐昇君） 本臨時会議案審議のため、地方自治法第百二十二条の規定による出席要求に対し、お手元に配付のとおり出席報告がありましたので御了承願います。

議案の配付

○議長（五十嵐昇君） ただいま市長から議案並びに説明書の送付がありました。

議案並びに説明書を配付いたさせます。
配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

事務局長 高尾豊
書記 兵藤恭一
書記 兵藤恭一
書記 兵藤恭一
書記 兵藤恭一

事務局長補佐石井敏夫
書記 鈴木哲
書記 鈴木哲
書記 鈴木哲

教育委員会委員長
教育委員会委員長
教育委員会委員長
教育委員会委員長

総務部長
総務部長
総務部長
総務部長

太田博雄
太田博雄
太田博雄
太田博雄

山口武重
山口武重
山口武重
山口武重

安田豊作
安田豊作
安田豊作
安田豊作

○議長（五十嵐 昇君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

一二番議員栗原一雄君、一八番議員流山源次郎君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長（五十嵐 昇君） 日程第二、会期の決定を行います。

本臨時会の会期につき議会運営協議会の意見は本日一日ということであります。

お詫びいたします。会期を本日一日と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐 昇君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議案の上程

○議長（五十嵐 昇君） 日程第三、議案第五十一号及び議案第五十二号の各議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明

○議長（五十嵐 昇君） これより各議案の提案理由の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 本日、ここに急遽第三回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては御多忙

の中を御出席賜り、誠にありがとうございます。
今回、急施を要する案件として御審議をお願いいたします案件は、去る八月四日に、ともに指名業者十社をもつて指名競争入札を執行した工事請負契約の締結に係るもの二件であります。いずれも文部省の補助事業であります。

まず、議案第五十一号工事請負契約の締結について御説明申しあげます。

那古小学校屋内運動場改築工事に係る指名競争入札において落札に至りませんでしたので、最低の価格をもつて入札をした者から見積書を徴した結果、一億二百万円をもつて渡辺建設株式会社と随意契約により工事請負契約の締結をしようとするものであります。

工事内容といしましては、現在の老朽化した講堂を取りこわし、体育室、ステージ、用具庫、控室、玄関、便所及び更衣室を備えた鉄筋コンクリートづくり平家建て、面積七百二十平方メートルの屋内運動場を建築しようとするもので、工期を翌年二月二十八日までとするものであります。

次に、議案第五十二号工事請負契約の締結についてであります
が、九重小学校校舎及び九重幼稚園園舎改築工事に係る指名競争落札いたしましたので、同社と工事請負契約の締結をしようとするものであります。

工事内容ですが、小学校部分は、普通教室六室及び職員室等管理諸室六室からなつております。面積は千二平方メートルであります。また、幼稚園部分は、保育室、ブレイルーム、

便所及び倉庫各一室を備えたもので、面積は二百三平方メートル、合計千二百五平方メートルの鉄筋コンクリートづくり二階建ての校舎及び園舎を建築しようとするものであります。

なお、既存校舎の一部取りこわしを本工事に含めております。

工期は翌年二月二十八日までとするものであります。

以上、提案理由について御説明申し上げましたが、いずれの案件も急施を要するものでありますので、なにとぞ慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終ります。

○議長（五十嵐 昇君） 以上で提案理由の説明を終ります。

質疑応答

○議長（五十嵐 昇君） これより各議案の審議を行います。

まず、議案第五十一号工事請負契約の締結について御質疑を願ひます。

○一〇番（石井武敏君） 議案第五十一号でございますが、提案理由の説明をお聞きいたしますと、ここに活字になつておりますが、「指名競争入札において落札に至りませんでしたので最低の価格をもつて入札をした者から見積書を徵した結果」こうなつたといふ、渡辺建設と工事請負契約の締結をしようとするものでしかれども、この指名競争の入札で落札に至らなかつたという状況の何か特別な理由があるかどうかお尋ねをしたいと思ひます。過去に学校施設に関しまして入札、落札の経緯を見ますと、こういった例が過去にあつたかどうか。過去の例の理由と比較して今回特別な理由があるか、そのへんを確認しておきたいと思います。

御説明のほどをお願いしたいと思うわけでございます。

また、五一号に関する質問では、今まで体育館——屋内運動場といふものは各所に建設をされておると思いますが、この建設の仕方としてはここに説明がございますが、体育館、ステージ、用具庫とか、更衣室等々の施設を含めまして、今までと同じようなつくり方で、同じようなものをつくるようであるように説明からは受け取れますか、何か今までとは違つた配慮がなされているものがあるかどうか。今までの建築方法、構造あるいは使用方法、そういうものがどのように違つてきているのか。違うものがなれば説明願いたいと思います。今までと同じものがでいるのであれば、そういうことであれば結構でございます。お願いしたいと思います。

それから、学校施設の建設をしたあとアフターサービスについてお尋ねをしたいと思うんですが、建設をしましてから、契約によりますと何年契約で、たとえば雨漏りがする、あるいは地震があつた場合はどのように直す、火災のあつた場合——火災の場合は漏電による火災とその他の原因の火災と大きく違つてしまりますので、このへんは非常にむずかしいことと思いますが、火災は非常に学校関係多いといふ事実がございましてお尋ねするわけでございますが、何年まで契約の内容からみまして保証されておりますので、このへんは非常にむずかしいことだと思いますが、火災がでございますが、何年まで契約の内容からみまして保証されてゐるのか。保証といいますか、何かあつた場合に補償するという取り決めがあるのか。

また、その取り決めは、単に業者と市が行うものであるのか、あるいは何か法令に基づいて義務づけされているのかどうなのか。このへんをお聞きしたいと思います。

○総務部長（石田雄一君） 一〇番議員の御質問の第一点について

お答え申し上げますけれども、今回の指名競争入札の結果、落札に至らず、結果的に隨契になつたわけでござりますけれども、それにつきまして過去との比較を申し上げますと、やはり同じような例があつたわけでござりますけれども、今回も最低の価格の效能と隨契によります数字の差がごく僅少でございまして、一劣弱といふ僅少の差でございまして、それによりましての隨契でございます。特別の事情は特にございません。

それから、第三点のほうの質問でござりますけれども、アフターサービスのお話でございましたけれども、請負契約の中にいわゆる瑕疵担保の期間設定というのがございまして、事業完成後に瑕疵のありました場合には、鉄筋の場合には引き渡しを受けまして二年以内、木造の場合には一年、なお、故意または重大な過失によりますケースの場合には十年間ということで、契約条項にうたい込んであります。

以上であります。

○教育長（安田豊作君） 第二点についてお答えいたします。

つくり方の——部屋の割り振りについては、従来の体育館——今までつくったものと変わりありません。それから、七百二十平米といふ広さは那古小学校の規模にあつた文部省基準のものであります。ただ、構造といいますか、つくり方がいままでは鉄骨づくりでありますものを、今回は鉄筋コンクリートづくりになりましたというところが変わつております。

○（番）（石井武敏君） ただいま御説明をしていただいたわけでございまして、あらあら了承はしているわけでございますが、こ

の隨意契約で、見積書の額と市側の考へてある額が非常に僅差であつたという説明がありましたか、どの程度の差があつたのか御説明願います。

それから、先ほどのアフターサービスに関する、十年間といふ言葉が返つてきましたけれども、十年間という範囲まででできるかもう少し具体的に確認しておきたいと思います。

それから、今回の屋内運動場は鉄骨ではなく鉄筋であるという教育長の御説明でございまして、非常に鉄筋というとがんじょうにでける、しかし、非常に予算面からみると鉄筋と鉄骨では大きな開きが出てくるんではないかと思ひます。

また、今回の契約の内容、一連の契約内容、これは地元の業者から選択されているわけでござますが、おそらく三中のときの契約と違つて——三中のときには文部省推薦、それから工期が迫られていたということ、それから非常に堅牢にでける、耐震性があるということ、大体三つぐらいの特色があつて契約を結ばれたわけでございますが、今回の場合はそれらと比較しますとかなり地元の業者を選択しているというように——これは五十一号、五十二号議案に関連してしまつわけでござりますが、議案のほうは分けてありますので——こちらのとらえ方としてはそういうふうに考えられますが、もしそういう趣旨が多分に動いていてこの契約にいったとすれば、この業者から請け負う小さな業者、中小業者があろうかと思ひます。これらは実際どのように考えていいのかと思つてゐるんですが、たとえば地元の業者に請け負わせる、地元の業者を重点的に考えていく、地元の業者の育成のためにそういう趣旨を踏まえて契約を結ぶ、この趣旨は大変いいと思ひます。

しかし、その請け負った業者がまたいろいろと下請けに回すわけでもございます。下請けに回さなければ工事が進まないわけでございます。そういうときに市という立場からどのように分離できるかという点を聞きたいわけでございます。どこまで分離できるか、分離できる範囲。

たとえば、一つの工事を見ましても、基礎工事から始まり――

今回のものは鉄筋でございますので、基礎、鉄筋、内装、外装、電気、水道、防水等々、もつと分ければ分けられるかもしだせませんが、そのへんは発注の分類の仕方といったしましては、市として基本的にどの程度まで考えられるか。一括して一建設業者に受け渡すという傾向がいままで強いわけでございますが、その発注の仕方の基本的な姿勢をいまここで聞いているわけでございます。いわゆるどのへんまで分離していくか、可能なものであるか、市の考え方でございます。これは市の基本的な姿勢によつて分離もできるし、まとめなければならないし、あくまでも基本的な姿勢が反映してくるものであろうと思ひますので、そのへんを確認しておきたいと思ひますので、どのへんまで分類が可能なのか。

○総務部長（石田雄一君） まず第一点の関係でございますけれども、随契によりまして一億二百万円で決定したわけでございます。

けれども、僅少の数字ということで、一ヵ月とという回答をしてござりますので、その範囲内で御了解いただきたいと思ひます。

それから、工事が完成しまして以降の、修繕の個所等の出た場合の、程度の問題もありますけれども、一応工事目的物の引き渡しを受けまして、大体半年以内に何とかいろいろ状況の把握をし

たいわけでございますけれども、通常一般的な常識の範囲内で出てくる補修、そういうものを一応考えております。具体的にはクレジットカードで判定せざるを得ないというふうに考えるわけでございます。

それから、分離発注の関係でございますけれども、地元業者の育成等の観点から分離発注を行つていくという狙いがあるわけでございますけれども、一応分離発注の長所といたしまして、専門業者によりますところの責任施行ができ、かつ仕上がりがよい、あるいは地元設備業者の受注の機会の確保、育成が得られる、あるいはまた個々の工事責任が明確になる、こういった点は十分把握いたしましての選択をしております。幾つかのデメリットもあるわけでございますので、双方勘案いたしまして工期の問題、あるいは支払いの問題、責任の問題、そういう意味合いでの基準といふものを考えております。

以上でございます。

○二〇番（石井武敏君） 工事の分離発注した場合の良い点、悪い点というような説明があつたんですが、どの点がいいのか、どの点が悪いのか、私にはよくわからないんですけども、その点を明確に説明してもらいたいと思います。

それから、学校施設を安全に保つ場合に、建物の保険等は――関連質問としてお聞きしたいんですが、災害保険みたいな形の保険、学校施設の。これはどのように義務づけされているのか。あるいは現在どのようになつてているのか。御説明願いたいと思いま

○総務部長（石田雄一君） 第一の質問の内容でございますけれども

も、先ほど長所の関係幾つか申し上げて、それについての具体的な例ということでお話ししたんですが、たとえば今回の那古小学校屋内運動場改築工事という中に電気、給排水工事がございますけれども、その占める割合、たまたま今回のケースで申し上げますと九成程度になつておるわけでござります。そのへんの割合の問題と、それから一括した場合の工期のより迅速な見通しが立つという観点から選んだわけでございまして、その他具体的な事業内容によつて先ほど言いましたような長所、短所を含めての総合的な検討を加えるというふうにして考へておるわけでござります。

もう一点については、ちょっと時間をちゅうだいいたしたいと

思ひます。

○議長（五十嵐昇君） ただいまの答弁を保留いたしまして、ほかに御質疑ございませんか。

暫時休憩いたします。

午前十時二十三分 休憩
午前十時二十八分 再開

○議長（五十嵐昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石井議員に対する御答弁を願ひます。

○総務部長（石田雄一君） 時間をちゅうだいいたしまして恐縮でござります。

先ほどの義務教育施設に関する火災の、いわゆる災害共済等の問題でござりますけれども、当那古小の場合を申し上げますと、全国自治協会建物災害共済——これは任意のものでござりますけれども、この災害共済に入つておるわけでござります。

委員会付託の省略

なお、このほか全国市有物件災害共済会というのがござりますけれども、那古小については全国自治協会建物災害共済に入つております。

○三番（綱島憲治君） あとの問題にも関連いたしますが、今回の指名にあたりまして、指名された業者はどのようになつておりますか。

もう一つは、分離発注した——これは議会の議決を要しない額だらうと思いますが、もし入札済みであつたとすれば金額——たとえば給排水、電気、この金額をお教しいただきたいと思います。
○総務部長（石田雄一君） 三番議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第一点の今回の指名競争入札における参加業者の関係でござりますけれども、十社のうち市内業者五社並びに市外業者五社と以上十社によつたわけでござります。

それから、那古小学校屋内運動場改築工事によります分離発注の問題でござりますけれども、本件は分離発注行つておりません。

○三番（綱島憲治君） 市外業者の名前を教えていただきたいと思ひます。

○総務部長（石田雄一君） 市外業者につきましては、清水建設株式会社、安藤建設株式会社、株式会社熊谷組、不動建設株式会社、飛島建設株式会社、以上五社でござります。

○議長（五十嵐昇君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

○議長（五十嵐 昇君）お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐 昇君）御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

採

決

○議長（五十嵐 昇君）これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐 昇君）御異議なしと認めます。よつて議案第五

十一号工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

質 疑 応 答

○議長（五十嵐 昇君）次いで、議案第五十二号工事請負契約の

締結について御質疑願います。

○一番（神田守隆君）小学校と幼稚園ということでありますけれども、読んで理解できないんですけれども、小学校部分と幼稚園部分というのは、建物が一体のものという建物であるのか。それとも、そうではなくて幼稚園と小学校は別々の建物であるのか。もしそうであるとすれば、それをあえて一つの工事として入札に付したということで納得できないものがあるんですが、そちらへんについての御説明をお願いいたします。

○教育長（安田豊作君）建物は一体の建物でございます。玄関を

入って右側の一階を幼稚園、二階及び左側を小学校というような建て方でございます。その理由は、幼稚園は一学級でございますので小学校と一体の運営をしたい、こういう考え方で建物は一体でございます。

以上。

○三番（綱島憲治君）先ほどと同じような趣旨でございますが、入れされた指名業者、それから分離発注をされたかどうか、されどとすれば、もし入札済みであるとすれば、その金額をお示しいただきたいと思います。

○総務部長（石田雄一君）本件の入札の内容でございますけれども、十社のうち市内業者五社、それから市外業者五社でござります。

それから、分離発注の関係でございますけれども、本工事にかかります電気、給排水の占める割合が——落札した価格につきましては、電気一千四百九十九万円、それから給排水の関係でございますが二千四百五十八万七千円でございます。

それから、本件の市外業者の名前でございますけれども、三義建設株式会社、馬淵建設株式会社、清水建設株式会社、株式会社青木建設、戸田建設株式会社、以上五社でございます。

○二二番（藤田益治君）一点お教え願いたいんですが、仄聞するところによりますと、小学校と幼稚園を併設した場合に、文部省の補助金の率が違ってくるんじゃないかということなんですが、その点についてはどうか。

それから、いま一つは小、中学校を併設した場合の消防法の關係はどのようになるのか、そのへんに対してもお答え願いたいと思

います。

○教育長（安田豊作君）幼稚園と小学校を併設した場合の補助金の率については変わりありません。改築の場合三分の一——両方三分の一でござります。

それから、消防法の関係については、消防署と相談の結果、そ の具備すべきものを備えて許可になつております。

廊下は行き来できるようになつております。

○一三番（近藤好雄君）一点お伺いしますが、これから建てる場所でござりますけれども、そこに前々から赤線道路があるんですけれども——農道ですが、そのへんは処理してあるんですか。そのまま建てて、あとで大蔵省との関係が解決できますか。お伺いします。

○教育長（安田豊作君）その点については検討してあります。差しつかえないような手続をとりたいと思っております。

以上。

○一三番（近藤好雄君）それから、隣接の許可が必要ではないかと思ひますが、その点はどのようになつておりますか、お伺いします。

○教育長（安田豊作君）古い話になつておりますが、そのほうも話も進めてあります。

○一三番（近藤好雄君）承諾でないかと思いますけれども、それにはわるべき道を前につくったんですけれども、まだその点がはつきりしてないところがありますが、これからそのほうも進めていただきたいと思ひます。

○議長（五十嵐昇君）他に御質疑ありませんか。——御質疑な

しと認めます。よつて質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（五十嵐昇君）お詫びいたします。

本案については委員会付託並びに討論を省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐昇君）御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

採決

○議長（五十嵐昇君）これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐昇君）御異議なしと認めます。よつて議案第五十二号工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

閉会午前十時四十分閉会

○議長（五十嵐昇君）以上で本臨時会に付議されました案件は議了されました。

よつて、これにて第三回市議会臨時会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件
一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、議案第五十一号及び議案第五十二号

地方自治法第一百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長 五十嵐

館山市議会議員 栗原一雄

館山市議会議員 流山源次郎